○経済産業省告示第百八十六号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第四項の規定に基づき、令和五年経済産業省告示第二十八号（工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅰ－２　工場等において取り組むべき事項	Ⅰ－２　工場等において取り組むべき事項
⑴　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事項	⑴　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事項
（１－１）・（１－２）　（略）	（１－１）・（１－２）　（略）
（１－３）　電気に関する事項	（１－３）　電気に関する事項
ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、自家消費率の向上に寄与する蓄電池その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、太陽光発電設備を新設する場合には、土砂崩れ等に対する安全面への懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的少ない建築物の屋根に設ける太陽光発電設備の選定に努めること。	ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、自家消費率の向上に寄与する蓄電池その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。
イ．・ウ．　（略）	イ．・ウ．　（略）
（１－４）　（略）	（１－４）　（略）
⑵　工場等（Ⅰ－２⑴に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項	⑵　工場等（Ⅰ－２⑴に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項
（２－１）・（２－２）　（略）	（２－１）・（２－２）　（略）
（２－３）　電気に関する事項	（２－３）　電気に関する事項
ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、風力発電設備その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、オンサイト型ＰＰＡの契約に努めること。また、太陽光発電設備を新設する場合には、土砂崩れ等に対する安全面への懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的少ない建築物の屋根に設ける太陽光発電設備の選定に努めること。	ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、風力発電設備その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、オンサイト型ＰＰＡの契約に努めること。
イ．～オ．　（略）	イ．～オ．　（略）
（２－４）　（略）	（２－４）　（略）